

平成 2 1 年度室蘭社会人サッカーミドルリーグ 参 加 要 項

1. 主 催 室蘭地区サッカー協会、室蘭社会人サッカー連盟
2. 主 管 室蘭社会人サッカー連盟、室蘭社会人サッカーリーグ運営委員会
3. 開催期間 当該年度 5 月中旬～10 月上旬
4. 参加資格
 - (1) (財) 日本サッカー協会に登録及び室蘭社会人サッカー連盟に加盟を完了した第 1 種チーム及び個人(但し大学連盟・専門学校連盟に加盟したチームは除く) である事。
 - (2) 参加選手はクラブチーム又は他の事業体チームに二重登録されていない事。
 - (3) シーズン中に同一人が 2 チームにわたって出場できない。
 - (4) チーム登録は 4 級以上の審判員が 2 名以上いなければ参加を認めない。
 - (5) 室蘭リーグ所属チームは日サ協及び道サ協の登録を終了したものとする。
 - (6) 参加チームは運営委員 1 名を出さなければならない。
 - (7) 外国籍選手の登録は、1 チーム 3 名以内とする。
 - (8) 室蘭社会人サッカー連盟主催の大会に出場できるチームであること。
 - (9) リーグ参加チームの選手は協会・連盟登録選手であること。
 - (10) エントリー人数が 10 名以下のチームの参加は認めない。
5. 選手エントリー
 - (1) 前項の参加資格を有し選手のエントリー人数は 10 名以上が望ましい。
 - (2) 選手エントリーは 4 月 1 0 日付けをもって行いリーグ戦終了迄有効とする。
 - (3) 選手の追加登録、削除は室蘭社会人サッカー協会及び社会人サッカー連盟に所定の事項を記入のうえ提出する。但し、出場する試合の 1 0 日前迄に道サッカー協会に登録が完了していなければ出場できないので特に留意のこと。
 - (4) ユニホームは正副 2 着(全て異色) を登録及び常備すること。又、背番号は正副同番号とし、チーム全体は 1 番から通し番号を原則とする。シーズン中の移籍及び背番号の変更は認めない。
6. 組み合わせ及び日程
 - (1) 組み合わせは前年度優勝チームを中心に上位と下位とを原則として第一節から順に対戦するよう考慮する。
 - (2) 日程は主催協会と協議のうえ開幕 2 週間前までにチームへ連絡する。
 - (3) 一節あたりの試合時間、順序は運営委員会において決定する。
7. 会場運営
 - (1) 会場準備・後方付けは、当番チーム運営委員の下に責任をもって行うこと。
 - (2) 会場の準備は試合開始予定の 9 0 分前から行い、試合開始予定時間の 3 0 分前までに終了すること。又、後方付けは、試合終了後速やかに行い、3 0 分以内を目途に終了すること。
 - (3) 会場準備・後方付けは、7 人以上で行うこと。
 - (4) 会場準備・後方付け及び試合運営に必要な業務は次のとおりとする。
本部テント・机及びいすの配置・チーム用ベンチの配置。
ピッチのライン引き・ゴールの設置・コーナーフラッグの設置。
使用機材の準備・撤去・試合会場内・外のゴミ等の回収。
 - (5) 棄権チームの処置
棄権した場合、原則としてそのチームを除籍処分とし、次年度の出場を停止する。
特別な自由により棄権した場合、室蘭社会人サッカー連盟が調査し、不可抗力であると認めた場合は再試合を行う。

この場合、これに供う試合会場の確保・審判員の手配経費については、当該チームが負担するものとする。

棄権試合の場合の成績は、対戦相手チームに得点3・勝ち点3を与える。

試合成立の必要人数は、1チーム7名以上とする。

- (6) 本要項に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とする。この場合、原則として当該チームを除籍とし、その後の処置については、室蘭社会人サッカー連盟及び室蘭地区サッカー協会にて裁定する。
- (7) 試合の前後における悪質な言動や行動があった場合、その後の処置は、室蘭社会人サッカー連盟及び室蘭地区サッカー協会にて裁定する。
- (8) シーズンを通して、本リーグの秩序を乱すような悪質な言動があった場合、その後の処置は、室蘭社会人サッカー連盟及び室蘭地区サッカー協会にて裁定する。

8.その他

- (1) チームの飲料水、医薬品、傷害保険等必要なものは自チームにて用意する。
- (2) 自チームの駐車場は運営委員会にて指定したところに必ず駐車すること。
- (3) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることを義務付ける。ただし、やむを得ずベンチ入りすることができない場合、助監督が監督代理を行うことができる。この場合、事前に室蘭社会人サッカー連盟に届け出て許可を受けなければならない。
- (4) チーム監督が長期不在となる場合は、室蘭社会人サッカー連盟に対し「監督変更届」を提出し承認を得なければならない。
- (5) チーム監督或いは助監督が選手をかねる場合は、事前に登録されてコーチ・主務をベンチ入りさせること。
- (6) 監督代理ができる者は助監督のみとし、事前に登録された者の中から行うこと。
- (7) 上記の(1)から(6)に違反した場合は、当該チームは次節の1試合を出場停止とする。この場合の成績は、対戦相手チームに得点2・勝ち点3を与える。
- (8) ユニホームへの広告掲載については、事前に、室蘭社会人サッカー連盟の承認を得なければならない。
- (9) 掲載できる広告は上衣3ヵ所以内とし、その大きさは、前面300平方センチメートル、背面200センチメートル、左袖50センチメートルを越えない大きさとする。
- (10) 試合出場する選手は、(財)日本サッカー協会発行の選手証を必ず携行し、選手エントリー用紙と併に本部へ提出すること。未提出の選手は、その試合に出場することはできない。

9.参加料 ¥ 30,000

10.その他

要項に関する問い合わせ先

〒050-0061 室蘭市八丁平4丁目34番16号

佐藤 寛 気付

室蘭社会人サッカーリーグ

TEL・FAX 0143-43-8517

E-mail : satoh.hiroshi@smex.co.jp